

生徒心得

1. 本校の教育方針を理解し、授業および各分野での積極的な活動を通して、資質向上に努める。
2. 基本的な生活習慣を確立し、日根野高校生としての自覚ある行動を心がける。
3. 他人の人権を尊重し、相手の立場に立って物事を考え、行動する。
4. 法令に違反したり、問題行動を起こさない。
5. 生徒細則を遵守する。

生徒細則

1. 欠席、遅刻、早退について
 - ・欠席する場合は保護者から学校に連絡する。
 - ・月に 3～5 回以上遅刻した場合、早朝登校指導とする。(回数は各月の登校日数により加減)
 - ・早退は担任、生徒指導部または保健室(養護教諭)の許可を得る。
2. 制服について
 - ・入学式・卒業式および4月始業式等は正装とする。
正装＝ブレザー、長袖シャツ・ブラウス、ネクタイ(男女とも)
 - *その他の期間は冬服、合服、夏服期間は特に指定していない。
 - *長袖シャツ、ブラウス時はネクタイまたはリボンを必ず着用する。
 - *本校指定以外のシャツ、ブラウス、ベスト、カーディガンの着用を認めません。
 - *防寒着を着用するときはブレザーの上から着用する。校舎内は着用できません。
3. 頭髪・装飾品について
 - ・頭髪の染色・脱色・パーマ・エクステ・ライン等しない。
 - ・装飾品(ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット)を着用しない。
4. 携帯電話のマナーについて
 - ・授業中および HR 中は電源を切り、かばんに入れる。
 - ・鳴動する(呼び出し音、バイブ音など)、触る、見る、使う、机の上および中に放置した場合は携帯使用マナー違反として預かり指導を行う。(詳細は別紙配布)
 - ・再三の指導に従わない場合は保護者来校のうえ返却するなど、特別指導となることもある。
5. 自転車通学について
自転車通学許可願を提出する。自転車通学許可ステッカー(無料)を自転車に貼り付け、交通ルールを守って、安全に登校する。
6. 単車・自動車について(3ない運動について)
原動機付き自転車(通称:原付き、ミニバイク)以上のあらゆる免許証を(1)取らない (2)運転しない (3)所持しない
7. アルバイトについて
アルバイトは勉強や部活動の妨げとなり、原則禁止しています。やむを得ない状況がある場合は担任に相談しなさい。
8. 出席停止(停学)を含む特別指導について
高校では次のような行為をした場合には特別指導(訓告や出席停止:停学)となる。
この場合生徒は保護者と来校する。本校より指導事項の申し渡しを行い、家庭で謹慎する。
 - *飲酒・喫煙・窃盗・薬物乱用・暴力行為などの不法行為。
 - *いじめ、授業妨害、対教師暴力や暴言、器物損壊、迷惑行為や指導拒否、インターネット上への誹謗中傷の書き込みや、他人の画像や個人情報の無断掲載、制服を着てのバイク乗車や自動車を運転しての通学など。